



公有地（農産物直売所跡地）の有効活用について

令和2年8月にアンテナショップ「あびこ農産物直売所あびこん」跡地を活用する事業者を決定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより令和5年1月に事業者から取りやめの申し出があったため、令和5年秋頃から新たな事業者を公募する予定です。公募の経緯など、詳しくは別紙をご覧ください。

公有地の概要

(1) 所在地など

地番：我孫子市我孫子新田字白山下6番1外5筆

地目：雑種地および宅地

地積：4088.65㎡

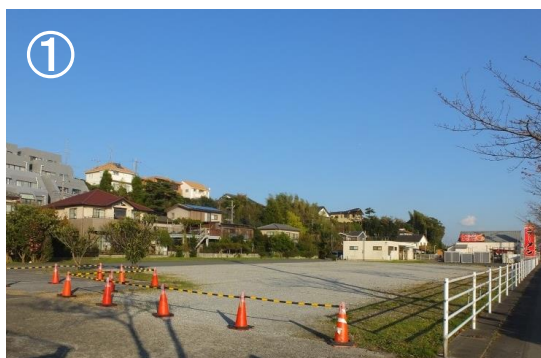
(2) 都市計画などの制限

市街化調整区域（手賀沼観光施設誘導方針および我孫子新田地区地区計画の対象地区）

※観光施設や観光客を受け入れることで、観光の振興や交流人口の拡大に寄与することを目的としています。

(3) 当時最低貸付料（月額）：400,000円（現在再検討中）

(4) 位置図および現況写真



公募の経緯

平成30年6月25日～28日：第1回サウンディング型市場調査（12者と対話）

平成30年12月17日～平成31年2月28日：第1回事業者公募（2者の応募）

平成31年4月16日：選考委員会（選考不調）

令和元年7月25日～8月30日：第2回サウンディング型市場調査（15者と対話）

令和元年12月2日～令和2年3月19日：第2回事業者公募（1者の応募）

令和2年7月10日：選考委員会（事業者選定）

令和2年8月5日：選考委員会（事業者決定）

令和5年1月16日：新型コロナウイルス感染症の影響などによる取りやめの申し出があり受理

注記

手賀沼観光施設誘導方針では、立地可能な観光施設を次のように位置づけています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



(1) 手賀沼そのものを活用する施設

貸しボート店、レンタサイクル店、展望施設、遊覧船乗り場とその待合所、水上アクティビティ施設とその管理事務所、手賀沼に関連する水族館

(2) 観光客をもてなすための施設

観光案内所、食堂、レストラン、喫茶店、コンビニエンスストア、手賀沼や市に関連する土産の販売店、シャワー施設、ロッカー施設、観光客用駐車場・駐輪場とその管理事務所、公衆トイレ



【問い合わせ】

我孫子市環境経済部商業観光課

担当：工藤、河村

☎ 04-7185-1111（内線505）